

オスプレイからの水筒落下、那覇軍港への米軍機飛来に関する意見書

去る11月23日午後、米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイから、宜野湾市役所北側の住宅密集地の民家の玄関先に金属製の水筒を落下させた。水筒はステンレス製、重さ800グラム、高さ25センチ、幅15センチ、水筒が発見された民家近くの道路側溝には、落下の衝撃でできたと思われる痕跡が見つかっており、落下の衝撃の大きさを示している。これまでのところ、人的・物的被害の情報はないものの、市街地に囲まれた普天間飛行場の運用はいかなるトラブルであっても人命にかかわる大惨事につながりかねない。

普天間飛行場周辺では、平成29年12月CH-53Eヘリコプター窓、令和元年6月CH-53Eヘリコプターゴム製部品など、落下事故だけに限定しても、事故が頻発している状況は、普天間飛行場が、飛行運用管理、安全管理、危機管理能力に欠けると言わざるを得ず、これを解決するには、普天間飛行場の一日も早い返還しかないと断言する。

また、11月19日から相次いで、米軍MV22オスプレイ、CH53-Eヘリコプターが那覇軍港に着陸している。米軍基地や施設の使用を定めた「5.15」メモでは、那覇軍港の使用目的は「港湾施設および貯油施設」とされ飛来は予定されてない。使用目的にも反し、県民を不安に陥れる飛来は許さない。

よって本市議会は、市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 事故原因を徹底究明し速やかに公表するとともに、公表されるまでの間の飛行停止をすること。
2. 使用目的に反する那覇軍港への飛来をやめること。
3. 25年前に日米間で合意した普天間飛行場の一日も早い返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月7日

沖縄県豊見城市議会

あて先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄防衛局長